

2018年（平成30年）7月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報  
を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知  
の省略について（答申）

2018年（平成30年）7月4日付けで諮問（第933号）された国民健康保険  
の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を目的外に提供する  
こと及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供  
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次の  
とおりである。

### (1) 諮問に至った経過

千葉県千葉中央警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項の規定に  
基づき捜査のため、保険年金課で保有する出産育児一時金申請者等に係る個人情  
報の照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は、目的外のために提  
供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁  
量に委ねられている場合に該当するため、千葉県千葉中央警察署司法警察員に出  
産育児一時金申請者等に係る個人情報を目的外に提供することについて、条例第  
12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものであ  
る。

### (2) 出産育児一時金申請者等に係る個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

次の(ア)から(ケ)に関する個人情報

(ア) 捜査対象者

- (イ) 分娩者
- (ウ) 出産児
- (エ) 死亡児 1
- (オ) 死亡児 2
- (カ) 医師
- (キ) (ウ)の父
- (ク) 登録係官 1
- (ケ) 登録係官 2

提供する書類は次の a から i である。なお、照会書の照会事項の提供の必要性を捜査機関に確認し、委任状については提供する必要はないものと判断した。

- a 出産育児一時金支給申請書：(イ)被保険者番号，(イ)出産した被保険者氏名，(イ)出産した医療機関，(イ)～(オ)出産日，(ウ)～(オ)出産児氏名，(イ)申請者住所，(イ)申請者氏名，(イ)申請者電話番号，(ア)振込先
- b 出生証明書：(ウ)書類番号，(ウ)戸籍登記事務所登録番号，(ウ)届出先，(ウ)登録年月日，(ウ)出生児氏名，(ウ)出生場所，(ウ)出生年月日，(ウ)性別，(キ)父氏名，(イ)母氏名，(ウ)発行場所，(ウ)発行年月日，(ク)登録係官氏名
- c 死亡証明書：(エ)(オ)書類番号，(エ)(オ)戸籍登記事務所登録番号，(エ)(オ)届出先，(エ)(オ)登録年月日，(エ)(オ)死亡児氏名，(エ)(オ)死亡場所，(エ)(オ)死亡年月日，(エ)(オ)死亡原因，(カ)死亡確認者氏名，(イ)届出人氏名，(イ)届出人身分証番号，(イ)届出人続柄，(エ)(オ)発行場所，(エ)(オ)発行年月日，(ケ)登録係官氏名
- d 医療機関領収書：(イ)医療機関名，(イ)支払者氏名，(イ)支払日，(イ)支払金額，(イ)医師の診断，(イ)医療処置，(カ)医師氏名
- e 保健省診断書：(イ)場所・日付，(カ)医師氏名，(カ)保健省の医師登録番号，(イ)患者氏名，(イ)患者年齢，(イ)治療内容
- f 出産者パスポート：(イ)氏名，(イ)生年月日，(イ)国籍，(イ)性別，(イ)パスポート番号，(イ)発行日，(イ)有効期限，(イ)出入国履歴
- g 出産者在留カード：(イ)氏名，(イ)生年月日，(イ)性別，(イ)国籍，(イ)居住地，(イ)在留資格，(イ)就労制限の有無，(イ)在留期間，(イ)許可の種類，(イ)許可年月日，(イ)有効期限
- h 捜査対象者在留カード：(ア)氏名，(ア)生年月日，(ア)性別，(ア)国籍，(ア)居住地，(ア)在留資格，(ア)就労制限の有無，(ア)在留期間，(ア)許可の種類，(ア)許可年月日，(ア)有効期限

イ 目的外に提供する相手方

千葉県千葉中央警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した千葉県千葉中央警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について千葉県千葉中央警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、調査対象者は捜査中の出産育児一時金所得名目における詐欺未遂事件の被疑者であり、当該事件に使用された出生証明書や死亡届の書式、分娩者や申請者及び出産した医療機関等についての共通点を確認するため必要である。」とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は、国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 回答書（案）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した千葉県千葉中央警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、捜査内容の詳細については回答できないが、調査対象者は捜査中の出産育児一時金所得名目における詐欺未遂事件の被疑者であり、当該事件に使用された出生証明書や死亡届の書式、分娩者や申請者及び出産した医療機関等についての共通点を確認するため必要である、とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報、国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上